

『赤い羽根共同募金』地域団体等交流事業助成金要綱

1. 目的

共同募金助成金による、集落、地域団体などの活性化等を目的とした交流事業に助成を行い、地域、団体内のつながりを強化・推進していくことを目的とする。

2. 助成対象事業

- (1) 年度内に事業が完了するもの
- (2) 集落単位で実施する事業 ①既存事業 ②新規事業
- (3) 町内で活動する団体の事業（規約等が必要）

3. 助成対象とならない事業

- (1) 他の補助金により行われるもの
- (2) 営利を目的とするもの
- (3) 政治及び宗教活動を目的とするもの
- (4) 共同募金配分金の使途としてふさわしくないもの
(例：飲食等を主目的とするもの)

4. 助成対象とならない経費

- (1) 事業に直接関係しない事務経費等
- (2) 人件費

5. 助成限度

助成は、1事業のみ対象とする

6. 助成基準額

助成基準額は次のとおりとする。ただし、特別な理由により本会会長が認めた場合はこの限りではない。

- (1) 必要と認める事業費（助成対象経費）で5万円を上限とする

7. 申請、報告

助成を希望する場合は、別紙申請書（様式1～2を含む）を提出し、事業完了後は、別紙報告書（様式3と写真等 添付書類を含む）を提出しなければならない。